

# 新潟県景観計画に基づく届出方法変更のご案内

～令和4年4月1日から原則として電子申請による届出へ変更します～

## 届出の方法の変更

令和4年4月1日以降、届出方法が原則として「電子申請」へ変更となります。  
新潟県電子申請システムへは、令和4年4月1日以降に、都市政策課のホームページからアクセス可能です。

## 届出制度の概要

新潟県では、良好な景観づくりを進めるため、景観法に基づく「新潟県景観計画」を定めました。

この景観計画に基づき、県景観計画区域内では、一定規模以上の建築等の行為については、あらかじめ届出が必要です。（届出の受理の日から原則30日間は行為に着手できません）

なお、審査を円滑に進めるため事前相談を行いますので、ご相談ください。

## 県景観計画区域

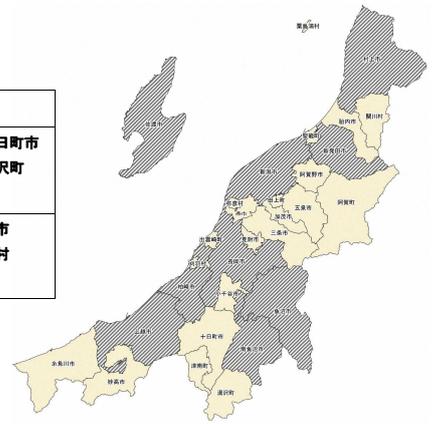
※景観行政団体の区域で行う場合は、当該自治体にお問い合わせください

県景観計画区域で行う場合は、県に届出が必要となります。

【県景観計画区域】

上越地域	糸魚川市 妙高市
中越地域	三条市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 田上町 出雲崎町 湯沢町 津南町 刈羽村
下越地域	燕市 五泉市 阿賀野市 胎内市 聖籠町 弥彦村 阿賀町 関川村 粟島浦村

凡 例	
	県景観計画区域
	景観行政団体の区域



## 届出が必要な行為と規模

下記表に定める行為と規模が届出対象となります。（詳細は、新潟県景観計画をご覧ください）

対象行為	対象規模等（※いずれかに該当するもの）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の新築等</li> <li>○工作物の新設等</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新築等で建築・築造面積 1,000 m<sup>2</sup>超、または、高さ 15m 超</li> <li>2 増築等で建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超かつ増築面積 200 m<sup>2</sup>超、または、高さ 15m 超かつ増築面積 10 m<sup>2</sup>超</li> <li>3 1の規模に該当し、外観の変更が各当該面の1/2超</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画法に規定する開発行為</li> <li>○土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積 3,000 m<sup>2</sup>超</li> <li>・法面の高さ 5m 超</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積 1,000 m<sup>2</sup>超</li> <li>・高さ 3m 超</li> </ul>

## 届出先・問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県土木部都市局都市政策課  
TEL：025-280-5428  
FAX：025-285-0624  
Mail：ngt160010@pref.niigata.lg.jp

「新潟県景観計画」、「新潟県電子申請システムへのリンク」、「届出の手引」などは、新潟県都市政策課のホームページに掲載しています。

新潟県 景観 届出

